

78200

00286

# 鳥取縣公報

## 告 示

◇鳥取縣告示第三百九十一號  
 外國人登録令第四條第二項の規定により同令施行の際現に  
 本邦に在留する外國人の登録申請期限を昭和二十二年九月  
 十日まで延長する。

昭和二十二年八月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十二年八月三十日

外 土 曜 日

本報の発行所は鳥取縣庁内である

鳥取縣公報 昭和二十二年八月三十日 第三種郵便物認可  
 日發行(毎週一紙) 昭和二十二年八月三十日(第三種郵便物認可)